

審 第 3 3 8 8 号
答 申 第 5 8 8 号
令 和 5 年 3 月 2 8 日

千葉県知事 熊 谷 俊 人 様

千葉県情報公開審査会

委員長 中 岡 靖

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年1月7日付け印健福第2775号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第1134号

令和2年11月24日付けで審査請求人から提起された、令和2年11月20日付け印健福第2331号で行った行政文書部分開示決定で不開示とされた部分のうち、次に掲げる部分に係る審査請求に対する裁決について

- 1 こう傷届出書の添付文書である「狂犬病鑑定書」及び「添付文書」の部分
- 2 供覧の添付文書である「添付文書」の部分
- 3 こう傷事故処理票の「詳細」及び「処理」における部分並びにその添付文書である「地図」及び「写真」の部分

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が、令和2年11月20日付け印健福第2331号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）で不開示とした別表における不開示部分の欄に記載した各情報のうち、同表における開示すべき部分の欄に記載した各情報については、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、令和2年11月5日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、行政文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求の内容

本件請求の内容は、「令和2年9月5日に〇〇〇〇市で発生した犬咬傷事故における加害者への指導内容及び、加害者側からの具体的な改善対策案（届出してからの内容全て）」である。

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、令和2年9月7日付けこう傷届出書（以下「本件対象文書1」という。）、供覧の添付文書（以下「本件対象文書2」という。）及び同日に受け付けたこう傷事故処理票（以下「本件対象文書3」といい、本件対象文書1及び本件対象文書2と併せて「本件各対象文書」という。）を特定した。

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対して本件決定を行った。

5 審査請求

審査請求人は、本件決定を不服として、同年11月24日付けで審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

こう傷事故処理票の「添付文書」「詳細」「処理」に記載の不開示とした処分を取り消す」との裁決を求める。

2 審査請求の理由

- (1) 印旛健康福祉センターは不開示理由を、千葉県情報公開条例第8条第2号、第6号、不開示としている。
- (2) しかし、不開示となった「添付文書」「詳細」「処理」に関する部分は、開示されるべきである。
- (3) その理由は被害者本人であり、かつ、飼い主のしつけ状況、印旛健康福祉センターの指導状況は知る権利がある。またすでに飼い主の住所などは既知。

第4 実施機関の弁明要旨

1 処分の理由（部分開示の理由）

(1) こう傷届出書

ア こう傷届出書

(ア) 届出者の氏名等

条例第8条第2号該当。

個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であるため。

(イ) 過去におけるこう傷事故の有無等

同条該当。

特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

イ 狂犬病鑑定書

(ア) 管理者氏名、管理者住所及び犬名称

上記ア（ア）と同じ。

(イ) 獣医師の印影

同条第3号該当。

獣医師の印影は、記載の内容が真正であることを示す認証的機能を有し、契約書等重要な書類に使用するものとして特別な管理をしていると推認され、偽造がされることなどにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

ウ 添付文書

氏名、住所、その他の記載全部。

同条第2号該当。

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利

益を害するおそれがあるため。

(2) 供覧の添付文書

氏名、住所、その他の記載全部。

上記(1)ウと同じ。

(3) こう傷事故処理票

ア こう傷事故処理票

(ア) 申出者の住所等

上記(1)ア(ア)と同じ。

(イ) 登録欄等

上記(1)ア(イ)と同じ。

(ウ) 詳細欄、処理欄の「9/7 14:00」の記載内容の一部、「9/25
14:30」の記載内容の一部、「10/14 10:00」の記載内容の飼
養状況、散歩の状況、その他聞き取り及び県の対応内容に係る部分

a 上記(1)ア(イ)と同じ。

b 同条第6号該当。

当該部分を公にすると、今後生じるこう傷事故処理業務において、事故調
査に際しての聞き取りや指導に従わなくなるなど、関係者が非協力的となる、
又は応じないことが想定され、ひいては事故等の調査に必要な事実関係の把
握及び的確な調査が行えないこととなり、こう傷事故処理業務の適正な遂行
に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。

イ 地図

地図部分。

上記(1)ア(ア)と同じ。

ウ 地図

氏名。

上記(1)ア(ア)と同じ。

エ 写真

写真の一部。

同条第2号該当。

特定の個人を識別することはできないが、自宅の内部が写っている写真であ
り、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。

2 弁明の内容

本件決定の妥当性

(1) 条例第8条第2号該当性について

審査請求人は、不開示部分は被害者本人である審査請求人に開示されるべき情報である旨を主張しているものと解される。

しかしながら、条例は、開示請求人のいかんを問わず、開示及び不開示の判断を行うものであるため、個人に関する情報について、審査請求人が自己の情報を開示請求した場合であっても、条例第8条第2号イからニまでに該当しない限り、不開示となるものである。

なお、本件対象文書1から本件対文書3までにおいて同号に該当するものとして、不開示としたものは上記1（上記1（1）イ（イ）及び（3）ア（ウ）bを除く。）のとおりであり、それぞれ特定の個人を識別することができる情報又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、いずれもそれぞれ、同号イからニまでのいずれにも該当しないものである。

(2) 条例第8条第3号該当性について

本件対象文書1において同条第3号に該当するものとして、不開示としたものは上記1（1）イ（イ）のとおりであり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

なお、これらは、同号ただし書には該当しないものである。

(3) 条例第8条第6号該当性について

本件対象文書3において同条第6号に該当するものとして、不開示としたものは上記1（3）ア（ウ）bのとおりであり、今後生じることがあるよう傷事故を処理する業務において、事故の調査に際しての聞き取りや指導に従わなくなるなど、関係者が非協力的となる、又は応じないことが想定され、ひいては事故等の調査に必要な事実関係の把握及び的確な調査が行えないこととなり、こう傷事故を処理する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

以上のことから、審査請求人は条例の解釈を誤ったものであり、不開示とした処分を取り消すとの裁決を求めるといふ主張には理由がない。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び実施機関の弁明並びに本件各対象文書を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 本件各対象文書

本件各対象文書は、上記第2～3のとおりであって、その内容は次のとおりであり、別表における本件各対象文書の内訳の欄に記載した各行政文書で構成されている。

(1) 本件対象文書1について

本件対象文書1は、次に掲げる各行政文書で構成されている。

ア こう傷届出書について

千葉県動物の愛護及び管理に関する条例（平成26年千葉県条例第42号）第20条第2項第1号の規定により、犬の飼養又は保管をする者（以下「飼養者等」という。）が届け出た、千葉県動物の愛護及び管理に関する条例施行規則（平成27年千葉県規則第4号）別記第4号様式であるこう傷届出書である。

イ 狂犬病鑑定書について

同条第3項の規定により、同条第2項第2号の検診を受けさせた者が、その検診の結果を実施機関に報告した、同規則第6条第2項に規定する診断書の写しである。

ウ 上記ア及びイに添付された行政文書

(2) 本件対象文書2について

上記（1）ウの行政文書を供覧した行政文書である。

(3) 本件対象文書3について

本件対象文書1に係る調査の状況等に関する行政文書である。

2 本件決定の妥当性

当審査会が本件各対象文書を見分したところ、実施機関は、別表における不開示部分の欄に記載した各情報を不開示としていることが認められた。

これに対して、審査請求人は、上記第3 1のとおり、当該不開示部分の欄に記載した届出者の住所等及び申出者の住所等を除いた情報について、本件決定の取消しを求めていることから、これらの情報を不開示とした本件決定の妥当性について、次のとおり検討する。

(1) 別表中の管理者氏名、管理者住所、申出者及び飼い主の姓について

管理者氏名、管理者住所並びに申出者及び飼い主の姓は、それぞれ犬の管理者及び飼い主並びに犬が人をかんだことを申し出た者の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、これらの情報は、条例第8条第2号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

(2) 犬名称について

当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、特定の飼養者等及び犬名称を関連付ける資料が公にされており、犬名称は、個人に関する情報であって、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものと判断し、本件決定を行ったとのことである。

しかしながら、実施機関は当該資料を保有していないとのことであり、当審査会

が事務局職員をして確認させたところ、当該資料が公にされているということは確認できず、当該資料が公にされていると推知するに足りる事情も認められない。

これらのことから、当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものとは認められない。

したがって、当該情報は同号本文に該当せず、開示すべきである。

(3) 獣医師の印影について

獣医師の印影は、記載の内容が真正であることを示す認証的機能を有しているものと推認され、公にすることにより、偽造がされることなどにより、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、同条第3号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 添付文書について

当審査会が、本件対象文書1を構成する添付文書及び本件対象文書2を見分したところ、当該飼養者等の氏名、当該飼養者等がその犬を飼養又は保管するに当たり、その飼養又は保管に係る責任に関する事項等が記載されており、当該飼養者等の個人に関する情報であって、一体として特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、これらの情報は、同条第2号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

(5) 詳細の欄について

詳細の欄には、被害者におけるこう傷事故の経緯が記載されており、被害者の心身、健康状態に関わる私的な情報であって、通常他人に知られたくないものであり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は、同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、同条第6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(6) 処理の欄における9月7日、同月25日の一部及び10月14日3ページ目の2行目から11行目までについて

これらの情報には、実施機関又は当該飼養者等の自宅において、当該事故に係る当該飼養者等に行った指示等の内容が記載されており、通常他人に知られたくない情報であり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

また、これらの情報を公にすると、公にされることを意識した当該飼養者等が事実をありのまま述べなくなるおそれがあり、上記第4 2 (3) のとおり今後生じる当該事故を処理する業務において、事故の調査に際しての聞き取り、指示等に従わなくなるなど、関係者が非協力的となる、又は応じないことが想定され、結果として事故等の調査に必要な事実関係の把握及び的確な調査が行えないこととなり、当該飼養者等に係るこう傷事故を処理する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の説明に不自然及び不合理的な点は認められない。

したがって、これらの情報は、同条第2号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められ、また、同条第6号に該当すると認められることから、不開示とすることが妥当である。

(7) 10月14日の1行目25文字目から27文字目まで及び同日3ページ目の1行目について

これらの情報には、実施機関が当該飼養者等に行った行為が記載されている。

当審査会が事務局職員をして実施機関に、当該行為について確認させたところ、動物関係事務執行要綱（平成18年6月1日施行）に基づき、犬が人をかんだ場合の届出において実施機関が行うべき事務であり、このような場合に実施機関では当該行為を行っており、必ずしも不利益な内容とは限らないとのことであつた。

当該事故において、実施機関は、同要綱に基づき行うべき事務を通常どおり行っており、その内容も不利益な内容ではないとのことであることから、これらの情報は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められず、また、当該事故を処理する業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の説明は首肯できない。

したがって、同条第2号本文及び第6号に該当せず、開示すべきである。

(8) 10月14日の飼養状況、散歩の状況及びその他聞き取りについて

10月14日の飼養状況、散歩の状況及びその他聞き取りには、当該飼養者等の自宅を訪問して確認した自宅における飼養の状況、自宅から公園に至る散歩の状況及びこれらの状況以外の聞き取りの内容が記載されており、通常他人知られたくない情報であり、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報は、同条第2号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、同条第6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(9) 地図の部分について

地図の部分には、当該飼養者等及び近隣の住宅に氏名が記載された地図に、当該

飼養者等に係る散歩のコースが図示されている。図示された散歩のコースの始点は当該飼養者等の自宅であり、公にすることにより、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、これらの情報は、同条第2号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

(10) 地図に記載された氏名について

地図に記載された氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものと認められることから、同号本文に該当する。

ところで、当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、当該地図は、一般に販売されている住宅地図の写しであるとのことであった。

そうすると、住宅地図は、用途を問わず誰でも入手できるものであることからすれば、これらの情報は、一般に容易に知り得る状態に置かれている情報であると認められる。

したがって、これらの情報は、慣行として公にされているものであると認められることから、同号イに該当し、開示すべきである。

(11) 写真の一部について

写真の一部は、当該飼養者等に係る自宅の内部における写真であると認められ、通常他人知られたくない情報であり、当該写真は、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該情報は、同号本文に該当し、同号イからニまでのいずれにも該当しないと認められることから、不開示とすることが妥当である。

3 その他

審査請求人は、第3 2 (3) のとおり主張しているが、条例に定める開示請求権制度は、開示請求者のいかなることを問わず、開示、不開示の判断を行うものであり、開示請求者の個別的事情によって行政文書の開示決定等の結論に影響が及ぶものではない。

4 審査請求人のその他の主張

審査請求人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

5 結論

よって、実施機関が、本件決定で不開示とした別表における不開示部分の欄に記載した各情報のうち、同表における開示すべき部分の欄に記載した各情報については、開示すべきである。

実施機関のその余の決定は、妥当である。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和 3年 1月 8日	諮問書の受付
令和 4年10月25日	審議
令和 4年11月28日	審議
令和 4年12月26日	審議

別表

	本件各対象文書の内訳	不開示部分	開示すべき部分
本件対象文書1	こう傷届出書	届出者の住所等	
	狂犬病鑑定書	管理者氏名、管理者住所、犬名称及び獣医師の印影	犬名称
	添付文書	全部	
本件対象文書2	添付文書	全部	
本件対象文書3	こう傷事故処理票	申出者の住所等、詳細の欄並びに処理の欄における9月7日、同月25日の一部、申出者及び飼い主の姓、10月14日の1行目25文字目から27文字目まで、飼養状況、散歩の状況、その他聴き取り及び同日3ページ目の1行目から11行目まで	処理の欄における10月14日の1行目25文字目から27文字目まで及び同日3ページ目の1行目
	散歩コースと記載された地図	地図の部分	
	地図	氏名	氏名
	写真	写真の一部	

(参考)

千葉県情報公開審査会第2部会

氏名	職業等	備考
伊藤 義文	弁護士	部会長職務代理者
中岡 靖	千葉県共同募金会監事	部会長
日名子 暁	弁護士	

(五十音順)